

我孫子市教育振興基金条例

(設置)

第1条 我孫子市立小学校及び中学校の教育の振興及び施設の環境整備を図るため、我孫子市教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の種類)

第2条 基金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 我孫子市立我孫子第一小学校教育振興基金
- (2) 我孫子市立我孫子第二小学校教育振興基金
- (3) 我孫子市立我孫子第三小学校教育振興基金
- (4) 我孫子市立我孫子第四小学校教育振興基金
- (5) 我孫子市立高野山小学校教育振興基金
- (6) 我孫子市立根戸小学校教育振興基金
- (7) 我孫子市立並木小学校教育振興基金
- (8) 我孫子市立湖北小学校教育振興基金
- (9) 我孫子市立湖北台東小学校教育振興基金
- (10) 我孫子市立湖北台西小学校教育振興基金
- (11) 我孫子市立新木小学校教育振興基金
- (12) 我孫子市立布佐小学校教育振興基金
- (13) 我孫子市立布佐南小学校教育振興基金
- (14) 我孫子市立我孫子中学校教育振興基金
- (15) 我孫子市立久寺家中学校教育振興基金
- (16) 我孫子市立白山中学校教育振興基金
- (17) 我孫子市立湖北中学校教育振興基金
- (18) 我孫子市立湖北台中学校教育振興基金
- (19) 我孫子市立布佐中学校教育振興基金
- (20) 我孫子市立小中学校教育振興基金

(積立て)

第3条 基金は、寄附金及びその他の収入をもって積み立てるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、一般会計

歳入歳出予算で定める額を基金に積み立てることができる。

(基金の指定)

第4条 寄附者は、第2条各号に掲げる基金のうちから、自らの寄附金を積み立てる基金をあらかじめ指定することができる。

2 寄附金のうち前項の規定による指定のないものについては、第2条第20号の基金の指定があったものとみなす。

(管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第8条 基金は、第2条各号に掲げるそれぞれの基金の設置目的のために実施する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。